

平成23年度

与謝野町財政健全化審査
及び水道事業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員

24与監第20号
平成24年8月30日

与謝野町長 太田貴美様

与謝野町監査委員 足立正人

与謝野町監査委員 糸井満雄

平成23年度与謝野町財政健全化審査・
水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成23年度与謝野町財政健全化比率・水道事業会計資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成23年度 与謝野町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された平成23年度与謝野町財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施したものである。

2 審査の実施日

平成24年8月20日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率	平成22年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.87 %	20.00 %	—1.93 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.87	40.00	—7.49
③実質公債費比率	16.5	16.4	25.0	35.0	
④将来負担比率	128.6	150.6	350.0		

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は-1.93%、即ち黒字なので該当しない。
- ② 連結実質赤字比率は-7.49%、即ち黒字なので該当しない。
- ③ 実質公債費比率は16.4%、前年度より0.1ポイント下がった。早期健全化基準の25.0%を下回っており、まだ良好な範囲と言えるが、府内市町村の中ではもっと低い団体が多い。
- ④ 将来負担比率は150.6%、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており良好な範囲と言える。前年度より22.0ポイント上がったのは、上水道事業への統合をにらんで簡易水道会計に繰り出した額が、将来負担に対する充当可能財源と見なされないことによる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成23年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の実施日

平成24年8月21日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

比率名	平成22年度	平成23年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
①資金不足比率	— %	— %	20.0 %	—213.98 %

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

当町の資金不足比率は-213.98%で、資金不足は発生しない。

なお、水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は968.2%であるが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため平成24年度に償還する企業債の予定額(45,538,096円)を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は426.5%となり、資金不足が発生しない。

したがって、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。